

境川かわまちを進める会 部会 部会員・推進協力団体 入会規程

第1章 総則（共通事項）

第1条（目的）

本規程は、「境川かわまちを進める会 規約」（以下「進める会規約」という。）第6条及び第10条に基づき、境川かわまちを進める会の活動単位である部会への入会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（位置づけ）

1. 部会は、進める会規約第10条に基づき設置される活動単位であり、市民及び関係者が境川かわまちづくりに主体的に関与するための参加の場とする。
2. 部会員及び推進協力団体は、境川かわまちを進める会を支える立場として位置付けられる。

第3条（入会区分）

入会の区分は、次のとおりとする。

1. 部会員（個人）
2. 推進協力団体（団体）

第2章 部会員（個人）に関する規定

第4条（部会員の定義）

部会員とは、境川かわまちづくりの活動に関心を持ち、部会に参加する個人であり、部会活動や情報共有等を通じて境川かわまちづくりに関与する者をいう。

第5条（部会員の要件）

部会員は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 進める会規約及び本規程の趣旨に賛同する者
- (2) 部会活動に関心を持ち、可能な範囲で関与・協力する意思を有する者
- (3) 所定の方法により申込みを行い、境川かわまちを進める会の定例会議での承認を受けた者
- (4) 本規程に基づく情報提供（電子メール等）に同意する者

第6条（未成年者の参加）

1. 未成年者（18歳未満）が入会を希望する場合は、あらかじめ保護者の同意を得たうえで申込みを行うものとする。
2. 未成年者は、申込み時に、保護者の同意を得ていることを確認・表明するものとする。
3. 事務局は、必要に応じて、保護者への確認又は連絡を行うことができる。その際、申込み時に提供された連絡先が保護者本人のものであることを確認する場合がある。
4. 保護者の同意が確認できない場合、事務局は当該申込みを取り消すことができる。

第7条（所属部会の選択）

1. 部会員は、次に掲げる部会のうち、少なくとも1つを選択して所属するものとする。
 - (1) 水・自然環境部会
 - (2) 歴史・文化部会
 - (3) 水辺・水面利用部会
2. 複数の部会を選択し、所属することを妨げない。
3. 所属部会は、部会員が関心を有する活動分野を基本として選択するものとする。

第8条（情報提供、連絡及び参加の考え方）

1. 事務局は、部会員が選択した所属部会に関連する活動、会合、イベント等の情報について、電子メール等の方法により案内を行うことができる。
2. 前項の情報提供は、部会活動等への参加を促すことを目的とするものであり、参加を義務付けるものではない。
3. 部会活動等への部会員の参加は任意とし、参加の有無又は頻度により、不利益が生じることははない。
4. 部会員は、申込み時に提供した連絡先情報に変更があった場合、速やかに事務局へ届け出るものとする。

第9条（会費）

部会への入会に当たり、会費は徴収しない。

第10条（退会及び会員資格の喪失）

1. 部会員は、退会を希望する場合、メール等で退会の旨を事務局に通知することで隨時退会することができる。

2. 部会員が次のいずれかに該当する場合、境川かわまちを進める会の定例会議での協議の結果、その資格を喪失することがある。
 - (1) 進める会規約又は本規程の目的に反する行為を行った場合
 - (2) 政治・宗教活動その他、境川かわまちを進める会の運営を著しく妨げた場合
 - (3) 反社会的勢力との関係が認められる場合、又はそのおそれがあると合理的に判断される場合
 - (4) 会の関係者、他の参加者、事務局等に対し、威圧的言動、執拗な要求、誹謗中傷、嫌がらせその他社会通念上不相当な行為を行った場合
 - (5) SNS、電子メールその他の手段により、会の活動又は関係者の信用を不当に損なう行為があった場合
 - (6) その他、部会又は会全体の安全、秩序又は円滑な運営を著しく阻害する等の正当な事由がある場合

第3章 推進協力団体に関する規定

第11条（推進協力団体の定義）

推進協力団体とは、境川かわまちを進める会の目的及び境川かわまちづくりの趣旨に賛同し、部会に所属して活動への協力、支援等を行う意思を有する団体をいう。

第12条（推進協力団体の要件）

推進協力団体は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 境川かわまちづくりに関する活動への協力意思を有すること
- (2) 反社会的勢力又はこれに準ずる団体でないこと
- (3) 所定の方法により申込みを行い、境川かわまちを進める会の定例会議での承認を受けること

第13条（所属部会の選択）

1. 推進協力団体は、次に掲げる部会のうち、当該団体の活動内容や関心分野に応じて、少なくとも1つを選択して所属するものとする。
 - (1) 水・自然環境部会
 - (2) 歴史・文化部会
 - (3) 水辺・水面利用部会
2. 複数の部会を選択し、所属することを妨げない。

第14条（情報提供、連絡及び参加の考え方）

1. 事務局は、推進協力団体が選択した所属部会に関連する活動、会合、イベント等の情報について、電子メール等の方法により案内を行うことができる。
2. 前項の情報提供は、部会活動への参加を促すことを目的とするものであり、推進協力団体に対して参加を義務付けるものではない。
3. 推進協力団体の具体的な関与の方法や範囲については、案件の内容に応じて、当該団体及び事務局等の関係者間での協議により定める。

第15条（会費）

推進協力団体の入会に当たり、会費は徴収しない。

第16条（資格の喪失）

推進協力団体が第12条の要件を満たさなくなった場合、又は境川かわまちを進める会の信用を著しく損なう行為があった場合は、境川かわまちを進める会の定例会議での協議を経て、その資格を喪失することがある。

第4章 雜則

第17条（個人情報の取扱い）

1. 取得した個人情報は、別に定める「境川かわまちを進める会 個人情報取扱方針」に基づき、適切に管理・利用する。
2. 取得した個人情報は、部会活動及びこれに関連する連絡以外の目的には使用しない。

第18条（規程の改廃）

本規程の改廃は、境川かわまちを進める会の経営会議での協議を経て定め、必要に応じて境川かわまちづくり推進協議会に報告する。

附則

本規程は、2026年1月16日より施行する。